

## 河川整備基本方針の本文の主な変更点等

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
流域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の形成過程、土地利用規制など特徴的なまちづくりの状況</li> <li>・流域内の人口動態や高齢化率等</li> <li>【新宮川】：水害、津波などさまざまな災害の危険性を踏まえたコンパクトなまちづくり、高台等の避難場所整備</li> <li>【五ヶ瀬川】：市街部では浸水・地形状況を踏まえた市街化区域の指定、津波避難タワーの整備</li> </ul>
災害の歴史	近年の災害
治水事業の変遷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既定計画策定後の対策</li> <li>・近年のハード・ソフト一体の対策（大規模氾濫減災協議会、流域治水プロジェクト、利水ダム等の事前放流などの取り組み）</li> <li>【新宮川】：H23 出水を踏まえた激特等、直轄砂防着手、利水ダム暫定運用（治水協力）、相野谷川等の一部エリアで災害危険区域設定、避難の取組強化等、河口砂州フラッシュ促進対策</li> <li>【五ヶ瀬川】：H17 出水を踏まえた激特、支川北川や本川上流部の一部区域で災害危険区域設定等</li> <li>歴史的治水施設「畳堤」の保存（※現在は治水機能を有していない）</li> </ul>
水利用・環境の概要	【新宮川】：濁水の長期化への対応状況（ダムの運用改善等
河川空間の利用の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新宮川】：熊野古道の世界遺産指定</li> <li>【五ヶ瀬川】：食の拠点の「かわまち交流館」の開館等、水辺空間の新たな魅力の創出</li> </ul>

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など
1. (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針【政令第10条の2第一号】	
河川の総合的な保全と利用に係る 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の構造や歴史的な形成過程を考慮</li> <li>・想定し得る規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む</li> <li>・河川整備と併せ、あらゆる関係者で流域治水に取り組み、総合的かつ多層的な治水対策の推進</li> </ul>
水系一貫の河川整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域全体で水災害リスクを低減（流域治水の観点）</li> <li>・河川管理者間および河川管理者と沿川の自治体間との連携強化</li> </ul>
健全な水循環系の構築	※水循環基本計画との整合
維持管理に係る方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化やにぎわいの創出等</li> <li>・上流から海岸までの総合的な土砂管理</li> <li>・予防保全型のメンテナンスサイクルの構築</li> </ul> <p><b>【新宮川】</b>：深層崩壊による被害の防止に向けた調査研究・技術開発。上流域における土砂抑制や調節、河道域における河床の動的平衡の確保、海岸域における海岸線の保全など、流域における総合的な土砂管理の推進</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響に関するモニタリングの実施【高水、低水、河川生態系等への影響、降雨流出特性、流下特性の把握】</li> <li>・モニタリング情報の関係機関等との共有化</li> <li>・連携強化や地域の課題解決のためのファシリテーター等の人材育成</li> </ul>
1. (2) (ア) 災害の発生の防止又は軽減	
河川整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内の既存ダムの有効活用（洪水調節機能強化）等による洪水調節</li> <li>・背後地の人口・資産の集積状況に配慮した河川整備</li> <li>・河川生態系の保全・創出を図りながら河道掘削の実施</li> </ul> <p><b>【新宮川】</b>：河道掘削により発生した掘削土砂の養浜や地域防災対策への有効活用</p> <p><b>【五ヶ瀬川】</b>：土砂移動の連続性や生物・物質循環、沿川の水害リスクの状況等に配慮した整備</p>

<p>現行の基本方針本文の 目次・記載項目</p>	<p>新たに追記すべき主な視点・項目など</p>
<p>上流や支川の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山間狭溢部や支川における輪中堤の整備・保全、宅地嵩上げ、土地利用規制等の実施(流域治水の観点)</li> <li>【新宮川】：市田川流域における流出抑制対策等の実施</li> <li>【五ヶ瀬川】：北川における霞堤の保全等</li> </ul>
<p>河道の維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内樹木の管理</li> <li>・雨量、流量および土砂移動、河口砂州形状等のモニタリング・維持管理</li> <li>【新宮川】：流域全体に及ぶ大規模土砂災害の発生、河道維持、河口砂州管理</li> <li>【五ヶ瀬川】：河口砂州管理</li> </ul>
<p>河川津波対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防・水門等の耐震・液状化対策といった河川津波対策の実施</li> <li>・津波防災地域づくり等と一体となった減災対策の推進</li> </ul>
<p>整備途上の段階での河川施設能力以上の洪水や基本高水を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、できるだけ被害を軽減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理（減災）対策 （地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討）</li> <li>・地域と連携した浸水しやすいエリアにおける災害に強い地域づくりの推進（流域治水の観点）</li> </ul>
<p>洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、水防体制の維持・強化、ハザードマップ作成の支援、災害情報の提供・共有、警戒避難体制の確立、災害に強い地域づくりの推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域で行う流出対策等の効果に係る評価の実施等（流域治水の観点）</li> <li>・中高頻度の規模、施設整備前後といった多段的なハザード情報の提供、都市計画・建築部局に対する技術的支援（流域治水の観点）</li> <li>・被害の軽減、早期復旧・復興のために、地域防災力の強化のために必要な支援（流域治水の観点）</li> <li>【新宮川】：避難のための高台や避難路の整備、地区タイムライン</li> <li>【五ヶ瀬川】：堤防道路等の道路ネットワークを利用した孤立地域の避難、復旧のための輸送体制の整備の推進、多重ネットワーク化の推進</li> </ul>

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来の気候予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善</li> </ul>
1. (2) (イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
河川の適正な利用 流水の正常な機能の維持	
1. (2) (ウ) 河川環境の整備と保全	
風土、文化、歴史を踏まえ、良好な河川景観、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Eco-DRRの基本的概念を踏まえた自然環境が有するグリーンインフラとしての多様な機能を活用（流域治水の観点）</li> <li>・「河川全体の自然の営みを視野」、「地域の暮らしや風土、文化、歴史との調和」、「川本来が有している動植物の良好な生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出」の観点を踏まえ修正</li> <li>【新宮川】：濁水状況の監視、改善に向けた取組みの推進</li> <li>【五ヶ瀬川】：瀬や淵の保全、霞堤の保全を通じた河川と背後地との連続性の確保</li> </ul>
生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物等が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し適切な対応を実施</li> </ul>
かわまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出</li> <li>【新宮川】：熊野古道等の歴史遺産との調和</li> <li>【五ヶ瀬川】：水文化の継承、川づくり拠点</li> </ul>

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など				
2. 河川の整備の基本となるべき事項【政令第10条の2第二号】					
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項					
基本高水は、●年洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を●m <sup>3</sup> /sとする	・気候変動により予測される降雨量等の増加を考慮				
基本高水のピーク流量	<b>【新宮川】</b> ： 19,000m <sup>3</sup> /s ⇒ 24,000m <sup>3</sup> /s <b>【五ヶ瀬川】</b> ： 7,200m <sup>3</sup> /s ⇒ 8,700m <sup>3</sup> /s				
河道と洪水調節施設等への配分	<b>【新宮川】</b> ：				
	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
	熊野川	相賀	24,000	1,000	23,000
	<b>【五ヶ瀬川】</b> ：				
	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
	五ヶ瀬川	三輪	8,700	1,500	7,200
・利水ダム等による事前放流による容量確保は、河川管理行為の一環として、洪水調節施設の調節流量と同等の扱いとし、従前の表現に「等」を追記					
その他	・一方、気候変動の状況や予測に係る技術の知見・蓄積、流域の土地利用状況の変化、さらに集水域における流出抑制対策が今後具体化し雨水の貯留・保水機能が変化し、それらにより基本高水のピーク流量の低減に寄与する可能性がある場合は基本高水等を必要に応じ見直すこととする				
2. (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					
各主要な地点の計画高水流量一覧					
2. (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項					
各主要な地点の川幅と計画高水位一覧 ※河口は計画高潮位	・計画高潮位は、気候変動による今後の予測をもとに今後見直し				
2. (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項					
基準地点における正常流量					